

佐世保市監査委員公表第10号

定期監査の結果について

佐世保市監査委員監査基準に従い、定期監査を実施しましたので、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和8年3月24日

佐世保市監査委員 宮崎 祐輔
佐世保市監査委員 赤瀬 隆彦
佐世保市監査委員 井上 友子



港湾部 分

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 港湾部
みなと振興・管理課、みなと整備課、クルーズ事業推進課

3 監査の期間 令和8年1月27日（火）～令和8年3月17日（火）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和7年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。その事項を除き、重要な点において、監査の対象となった事務は法令等に適合し、正確に行われていた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】(改善を要する事項)

1. 収入事務

- ① 雑入の調定において、佐世保市事務処理規程第7条第6号で「…税外収入(条例、規則等で確定しているものを除く。)の徴収…に関すること。」は部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていないものがあつた。

(みなと振興・管理課)

- ② 市有財産一時貸付貸借料ほかにおいて、地方自治法施行令第154条第3項で「…納入の通知は、…納期限…を記載した納入通知書でこれをしなければならない。」と規定されているにもかかわらず、納期限を記載することなく納入の通知を行っているものがあつた。

(クルーズ事業推進課)

2. 支出事務

- ① 出張命令伺において、佐世保市事務処理規程第6条及び旅費条例・規則・運用方針対応表により、課長補佐職以下の海外出張は副市長専決事項と定められているにもかかわらず、副市長の決裁を受けていないものがあつた。

(みなと整備課)

3. 契約事務

- ① 佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第7条第4項で「登録外業者を選定の対象とするときは、別紙「登録外業者を選定する理由書」(様式2)を作成し、業者選定伺いに添付しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、様式2を作成せず業者選定伺いに添付していないものがあつた。

(みなと振興・管理課)

- ② 佐世保市財務規則第166条の2第1項第1号及び佐世保市財務規則事務取扱要領4(3)により600万円以上1,200万円未満の業務委託契約にかかる予定価格の設定者は部長及び準部の長と規定されているにもかかわらず、課長が予定価格を設定しているものがあつた。

(みなと振興・管理課)

4. 財産管理事務

- ① 港湾施設使用許可において、佐世保市港湾施設管理使用条例施行規則の各条項で定められた様式を使用していないものがあつた。

(みなと振興・管理課)

- ② 市有財産一時貸付契約において、佐世保市財務規則第 158 条第 2 項で「契約の一部を変更する必要があるときは、相手方と契約の変更に関する契約を締結しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、貸借料を年度額一括納付から分割納付としたことについて変更に関する契約の締結を行っていないものがあった。

(クルーズ事業推進課)

雑入の調定や海外出張命令伺に関する専決区分及び予定価格設定者の相違は、無権限の意思決定行為であり、内部統制における重大な不備である。規則等を認識し、組織的なチェック機能を強化されたい。

規則に規定された様式とは異なる許可書等をシステムから出力し使用していたことについて、原因究明と再発防止を徹底し、規則に則った適正な事務を行われたい。

市有財産貸付に係る貸借料の納付方法について、契約書に定めた方法と異なる納付方法で納めさせていたことは、本市の財務事務の信頼を損なうものである。契約の手続きを改めて確認するとともに、事務処理のルール遵守を徹底されたい。